

職開発0722第1号  
平成23年7月22日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発課長

今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いに係る  
関西電力株式会社管内地域の取扱いについて

今夏の東京電力株式会社及び東北電力株式会社管内における電力使用制限に伴う雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「助成金」という。）の取扱いについては、平成23年6月30日付け職発0630第4号「今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いについて」（以下「局長通達」という。）及び平成23年6月30日付け職開発0630第1号「今夏の電力使用制限に伴う雇用調整助成金等の取扱いに係る留意事項について」（以下「課長内かん」という。）により通知されたところであるが、今般、平成23年7月25日から9月22日までの間、関西電力株式会社管内においても、10%以上を目途とした節電に取り組むこととされたところである。

これを踏まえ、関西電力株式会社管内の事業所の事業主が助成金を利用する場合の取扱いについては、下記によることとするので、実施に遺漏なきようお願いする。

記

- 1 関西電力株式会社管内の事業所の事業主が助成金を利用する場合の取扱いは、局長通達及び課長内かんと同様に取り扱うこととする。  
なお、今般の関西電力株式会社管内における電力需給対策においては、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第27条の発動は行われなことから、関西電力株式会社管内に所在する事業所の事業主については、局長通達記の1の「小口需要家」と同様のものとして取扱うこと。
- 2 関西電力株式会社管内の事業所の事業主を所管する労働局においては、課長内かんの別添1のリーフレットを別添に差し替えた上で、課長内かん記の3に基づき周知を行うこと。